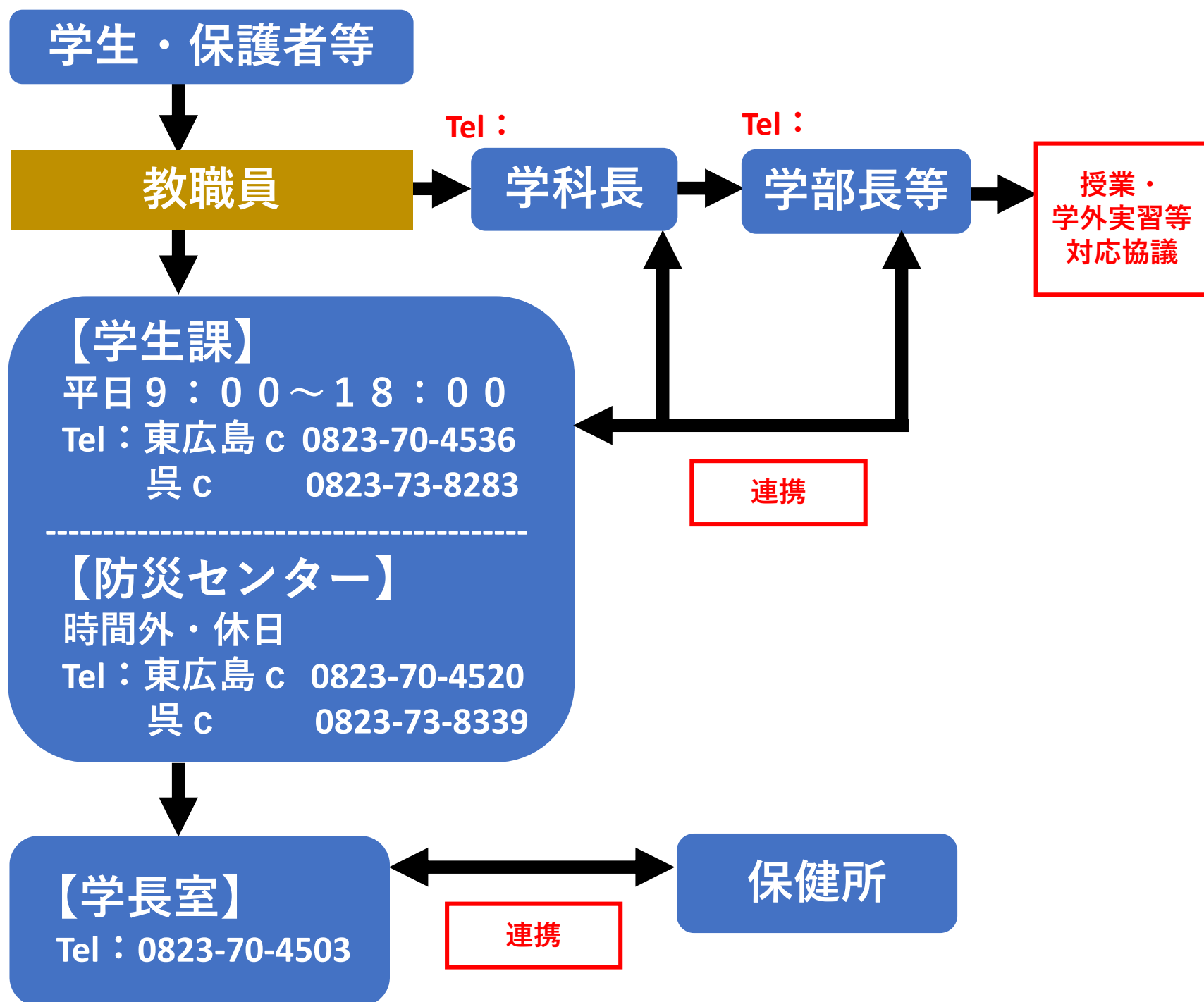


新型コロナウイルス感染症対応

教職員が学生等から感染等の連絡を受けた場合の対応



外部機関との窓口は、学長室（感染症対策室）とする。

《参考》

- 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
 - ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
 - ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
 - ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ・その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）。

参照：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」

- 厚接触者に該当するかの判断は、周辺環境や接触の状況等個々の状況に応じて行われることになるが、必要な感染予防策とは、飛沫感染予防として患者が適切にマスク（現状においては、布マスク含む）を着用していること、接触感染予防として患者が接触者との面会前に適切に手指消毒が行われていることをいう。

参照：厚生労働省健康局結核感染症課 令和2年4月21日 事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に関するQ & Aについて」